

# 仕 様 書

## 1 目的

浜松市障害支援区分医師意見書管理システム機器（以下「装置」という。）の賃貸借を行うにあたり、その詳細を本仕様書で定める。

## 2 対象

この契約は、浜松市障害支援区分医師意見書管理システム（以下「意見書システム」という。）用機器のリース並びに保守を行うものであり、装置の仕様・数量等については「別紙1 機器仕様表」のとおりとする。

## 3 賃貸借期間

装置の賃貸借の期間は、下記のとおりとする。

令和8年1月1日 から 令和12年12月31日 までの60ヶ月

## 4 設置場所等

装置の納入場所は、借借人の指定するシステム開発委託会社（浜松市内）（以下「システム委託会社」という。）とする。賃貸人は、システム委託会社へ納品し、システム委託会社とともに機器の全機能が正常に稼動することを確認すること。その後、システム委託会社が意見書システムセットアップ終了後、借借人が指定する設置場所へ賃貸人が移設するものとし、装置の設置場所については、次の箇所を予定している。

浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所本館2階 障害保健福祉課内

## 5 納入時期等

契約締結日から令和8年1月1日までは、機器等の構築準備期間とする。システム委託会社の納入時期（賃貸借開始の2ヶ月前程度を予定）については、システム委託会社と調整すること。

## 6 装置の保守・修繕

装置に関する保守・修繕の条件は次のとおりとする。

### (1) 保守体制

装置に精通し、十分な保守・サポート体制が整っていること。

また、機器障害時には迅速かつ的確に対応出来るよう、保守関連窓口は、一箇所に集約することとし、その拠点は、浜松市内とすること。

### (2) 業務対象時間帯

原則として、平日午前9時から午後5時15分までとする。但し、緊急を要する故障もしくは不測の事態が発生した場合は、借借人と賃貸人との協議によりその対処を実施できるようにすること。

### (3) 保守・修繕業務内容

借借人が物件を設置し使用する場所での故障原因切り分け、該当物件の修理及び

メーカー修理（梱包・送料を含む。）を行うこと。

(4) 保守・修繕業務報告

点検、整備及び修理の内容、故障の場合はその原因等について書面により賃借人に報告すること。

(5) 契約不適合責任

機器納入完了時の確認作業後に、賃借人が装置について契約内容に適合しない状態にあること（以下「契約不適合」という。）を発見した場合も対象とし、その修繕が不可能な場合は同等の規格・仕様・品質・性能を有する物件に交換するものとし、必要な経費は賃貸人の負担とする。

7 保守・修繕体制の通知

賃貸人は、保守・修繕の体制を、事前に賃借人へ書面にて通知し、賃借人の承認を受けるものとする。また、保守・修繕の体制に変更があった場合にも同様とする。

8 賃貸借期間終了後について

賃貸借終了後は、賃借人からの指示があった場合は機器の全てを撤去・廃却すること。また、その撤去時において機器に内蔵される記憶媒体がある場合は、設置場所において賃借人立ち会いのもと、物理的な破壊または磁気的な破壊によりデータ消去を実施するとともに、そのデータ消去完了証明書を提出すること。

なお、本作業にかかるすべての費用は賃貸人の負担とすること。

9 装置の条件等

賃貸人は、装置の条件等について次のとおり実施するものとする。

- (1) 本契約後速やかに、賃借人の指定する項目による「賃貸借機器一覧表」を作成し、賃借人に提出すること。
- (2) 装置には、設置の際に、「賃貸借の期間・会社名、管理番号等」を記載したシールを添付すること。
- (3) 装置のシステム委託会社への納入については、「別紙1 機器仕様表」に示した各ソフトウェアのインストール及び動作確認後とすること。
- (4) システム委託会社による意見書システムセットアップ中において、装置に障害があった場合（システム委託会社の責に帰すべき場合を除く。）は、無償で速やかに代替品を提供すること。なお、そのことにより、装置更新のスケジュールに遅延が発生した場合は、その損害を負担すること。